

公益財団法人大野城市スポーツ協会地域クラブ活動指導者バンク設置運営要領

(目的)

- 1 子どもたちが将来にわたりスポーツ、文化芸術に親しむことができるように大野城市の実情に応じた持続可能な環境をめざすことにより、地域連帯による中学校部活動を中心にスポーツを親しむことを目的とする。

そこで、公益財団法人大野城市スポーツ協会（以下「協会」という。）内に地域クラブ活動指導者バンクを設置し、地域クラブ活動（スポーツ等の指導者の配置）を中心とする各種事業を積極的に展開することにより、市民皆スポーツ運動（SPORTS FOR ALL）の一層の普及振興を図り、地域のスポーツ等の活性化を推進する。

(事務局)

- 2 地域クラブ活動指導者バンクの事務は、協会事務局において処理する。

(会員)

- 3 会員は登録制（市外に居住する者を含む。）とする。会員の登録区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(登録の資格)

- 4 登録資格は次のとおりとする。

- (1) 次の機関、団体が主催又は共催、後援する各種のスポーツ等の指導者養成講習会等を受講し、所定の単位を取得した者
 - ア 協会及び協会に加盟する団体
 - イ 大野城市及び大野城市教育委員会
 - ウ 文部省及び都道府県教育委員会
 - エ 公益財団法人日本スポーツ協会及び都道府県体育（スポーツ）協会
 - オ 公益財団法人日本レクリエーション協会及び都道府県レクリエーション協会
 - カ 日本スポーツ少年団及び福岡県スポーツ少年団
 - キ その他、協会が認めた機関、団体等
- (2) 次の機関、団体に加盟する団体
 - ア 公益財団法人大野城市スポーツ協会
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会及び都道府県体育（スポーツ）協会
 - ウ 公益財団法人日本レクリエーション協会及び都道府県レクリエーション協会
 - エ 日本スポーツ少年団及び福岡県スポーツ少年団
 - オ その他、協会が認めた機関、団体等
- (3) 文部科学省及び都道府県教育委員会が公認するスポーツ等指導者等
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会及び都道府県体育（スポーツ）協会が公認するスポーツ等指導者等
- (5) 日本スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団が公認するスポーツ等指導者等
- (6) 公益財団法人日本レクリエーション協会及び都道府県レクリエーション協会が公認する指導者等
- (7) 保健体育教員免許を保持している者
- (8) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各種団体及び関連団体等（都道府県体育（スポーツ）協会及び日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団を除く。）が公認する指導者で会長が認めた者

- (9) 公益財団法人日本レクリエーション協会に加盟する各種団体及び関連団体等（都道府県レクリエーション協会を除く。）が公認する指導者で会長が認めた者
- (10) 指導者の養成・認定又は指導者資格認定の基準等を明確にした規定等を有している、協会加盟（スポーツ少年団等加盟育成団体を含む。）のスポーツ等団体からの推薦を受けた者
- (11) その他、協会が認めるスポーツ団体等が公認する指導者、又は推薦する指導者
(事業)

5 地域クラブ活動指導者バンクの目的を達成するため、次の事業を行う。

- (2) 登録の受付及び更新に関すること。
- (2) 登録者の紹介及び配置に関すること。
- (3) 登録者の研修に関すること。
- (4) 地域クラブ活動指導者バンクの活用に関する調査、研究及び広報に関すること。

(登録の手続き)

6 登録の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 新規に登録を希望する者は登録申請書（様式第1号）に、団体は登録申請書（様式第3号）に必要事項を記入し、申請しなければならない。
- (2) 登録の有効期間は、毎年4月1日から2年間とする。ただし、年度途中で登録した場合は、翌年度末までとする。
- (3) 登録の更新を希望する者は更新申請書（様式第2号）に、団体は更新申請書（様式第4号）に必要事項を記入し、2年に1回更新の手続きをしなければならない。
- (4) 更新の手続きの受付は、毎年1月10日から3月10日までとする。
- (5) 有効期間が満了した者が受付期間中に更新の手続きをしなかった場合は、新規の登録申請を行わなければならない。
- (6) 会長が特に必要と認める場合は、申請書を受理することができるものとする。

(登録の変更)

7 登録者及び登録団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに協会に報告するものとする。

(登録の取消)

8 協会は、登録者及び登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者及び登録団体の代表者から活動が継続できない旨の申し出があった場合
- (2) 登録の更新手続きを行わなかった場合
- (3) 虚偽の申請内容があった場合
- (4) 大野城市教育委員会の調査により、誓約事項に反する行為があったと報告があった場合
- (5) 地域クラブ活動又は指導者バンクの信用を傷つける等、不名誉となるような行為をとったと協会が認める場合
- (6) その他登録指導者としての的確でないと判断できる事由があった場合

(登録者の義務)

9 登録者及び登録団体の代表者は、大野城市教育委員会が主催する研修会を必ず受講しなければならない。会長が特に認めた以外の理由により、受講しなかった登録者及び団体は、その登録と資格を取り消す。

(登録者の活動と任務)

10 登録者は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 大野城市・大野城市教育委員会及び協会が行う各種の地域クラブ活動等の指導及び助言を行わなければならない。

- (2) 大野城市・大野城市教育委員会（地域クラブ活動実行委員会等含む）及び協会が主催又は共催、後援する各種事業への協力依頼があった場合は、その事業に参加し、必要な指導（講師又は補助員）及び助言等を行わなければならない。
- (3) 会長が指定する研修会等に出席し、指導者としての資質の向上に努めなければならない。
- (4) 大野城市・大野城市教育委員会及び協会等スポーツ等関係機関・団体が行う各種研修会、講習会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めなければならない。
- (5) その他、自発的に市民のスポーツ等の指導及び助言に当たるなど、地域クラブ活動指導者バンクに登録された指導者として積極的に活動しなければならない。

（紹介・派遣手続き）

11 指導者の紹介・配置の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指導者を必要とする地域クラブ活動関係等は、協会事務局に照会する。
- (2) 依頼を受けた事務局は、登録されている指導者及び団体との協議等を経て、可能な指導者を配置する。
- (3) 指導者を配置した場合は、1日1回3時間程度を目安に交通費を含んだ指導者謝礼として、大野城市教育委員会が別に定める謝金（以下「謝金等」という。）を支払うものとする。個人会員に対しては、謝金等から所得税を差し引いた額を支給し、団体会員に対しては団体に対して謝金等を支給する。
- (4) 指導者の紹介・配置は、営利を目的とする事業等に対しては行わないものとする。
- (5) 大野城市・大野城市教育委員会及び協会が実施する事業並びに大野城市内の単位スポーツ少年団など協会が育成団体と位置付けている団体等の事業に指導者を配置する場合の応分の報償費は、その都度協議の上別に定める。

（登録者の処遇）

12 登録者及び登録団体の処遇は、次のとおりとする。

- (1) 地域クラブ活動、スポーツ及びレクリエーションに関する動向や各種講習会等の情報を提供する。
- (2) 各種機関・団体が行う資格取得講習会等の参加について推薦する。
- (3) 登録者の活動については、保険の対象とする（登録された指導者から指導を受ける受講者の保険は配置先が加入する。）。なお、登録団体から配置される指導者に関しては、団体の活動として取り扱うため、この限りではない。
- (4) 登録者には、公認登録証を交付する。

（スポーツ関係機関・団体の支援等）

13 大野城市・大野城市教育委員会及び協会並びに協会加盟団体等が各種の事業等を行う場合の指導者は、地域クラブ活動指導者バンクに登録されている指導者を活用するなど、この地域クラブ活動指導者バンク事業を積極的に支援し協力していくものとする。

（委任）

14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和8年4月1日から施行する。